

まちの未来を、 いっしょにつくる。

人口減少・災害・脱炭素など、
時代の変化に適応した仕組みへ見直しました。

この改正で目指すこと

- 1 地域の声が届きやすい仕組みへ
- 2 土地利用を早めに把握し、計画的な都市へ
- 3 災害に強く、環境に優しいまちづくりへ
- 4 時代の変化に合うルールへ

主な対象

市民・地域団体

地域まちづくりの制度利用／開発計画の説明

土地所有者・事業者

大規模土地取引／特定開発事業の手続

お問い合わせ先

- ・ 条例全般・市民参加・大規模土地取引 都市計画課 046-225-2401
- ・ 特定開発事業の手続 開発指導課 046-225-2420

厚木市まちづくり条例 改正



令和9年4月施行

「厚木市住みよいまちづくり条例」 が変わります

～条例制定以降、初の全面的な見直し～

中面で分かる 4つのポイント

市民参加 | 事前届出 | 防災減災 | 脱炭素

厚木市

改正のポイントは4つ

市民参加と持続可能なまちづくりを、もっと分かりやすく、使いやすく。

令和9年4月施行

ポイント1



市民参加を もっと使いやすく

地域まちづくり計画等^{*1}の面積

5,000㎡以上 → 1,000㎡以上

地域まちづくり協定締結の同意率

5分の4以上 → 3分の2以上

住民組織を
地域まちづくり協議会に一本化

ポイント2



大規模な土地取引を 早い段階で共有

市内の土地取引で行う

5,000㎡以上

取引の6か月前まで

土地の譲渡人に届出の努力義務

市が道路計画などを協議

ポイント3



誰もが安心安全に暮らせる 災害に強い都市へ

- 「防災」に加え、被害を小さくする「減災」に関する規定を新たに明記
- ハザードマップによる地域の特性に応じた防災減災対策を検討
- 浸水対策や避難スペース、備蓄倉庫などを設けるよう努める

ポイント4



特定開発事業に 脱炭素のルールを

- 太陽光発電設備の設置で緑化面積を緩和できる制度を導入
- カーシェアリング制度により駐車場台数を緩和できる制度を導入
- 荷捌き等駐車場の設置義務やEV駐車場・充電器設置の努力義務化

このほかの見直し

特定開発事業の手続・各基準を、実態に合わせて整理します。

住民説明範囲の拡大

- 土地の利害関係者（農地の耕作者や水利組合など）も説明対象へ
- 大規模特定開発事業^{*2}の場合、まずは近隣住民の皆様への事前周知を実施

「バス停の環境整備」や 「公共事業の整備計画」への協力

- バス停や道路等の公共事業整備計画への協力規定を新設

各基準の見直し

- 緑化整備基準を新たに策定し、緑化の算定方法を改定
- 「ごみ及び資源集積所」への設置基準の名称変更と規定の見直し

自治会加入促進への協力

- 住宅建築を目的とする特定開発事業を行う場合、入居者への自治会加入促進の努力義務化

^{*1} 居住誘導区域内の地区計画等に係る都市計画の決定又は変更の提案を含みます。
^{*2} 市街化区域3,000㎡以上、市街化調整区域2,000㎡以上などの特定開発事業をいいます。